○大分市公衆浴場法施行条例

平成24年12月17日

条例第54号

(趣旨)

第1条　この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　一般公衆浴場　公衆浴場のうち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

(2)　営業者　業として公衆浴場を営む者をいう。

(3)　原湯　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

(4)　原水　原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

(5)　上がり用湯　洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(6)　上がり用水　洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(7)　浴槽水　浴槽(屋内のものに限る。)内の湯水をいう。

(8)　循環式浴槽　ろ過装置を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。

(配置の基準)

第3条　法第2条第3項の規定により定める一般公衆浴場を新たに設置しようとする場合の場所の配置の基準は、既設の一般公衆浴場との直線距離が300メートル以上でなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　公共事業のために一般公衆浴場が移転しなければならない場合において、市長が支障がないと認める場所で当該公衆浴場の営業者が引き続き一般公衆浴場を経営するとき。

(2)　地理的な状況、人口の密度又は湯質等によって、市長が公衆衛生上必要と認めたとき。

(構造設備の基準)

第4条　公衆浴場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　脱衣室と浴室との間は、見通すことができる方法で区画すること。

(2)　浴室の床面及び浴室の床面から高さ1.5メートルまでの側壁は耐水性の材料を用い、浴室の床面は排水及び清掃の容易な構造であること。

(3)　浴槽の縁の高さは、浴室の床面から5センチメートル以上とすること。

(4)　浴室には、上がり用湯及び上がり用水を入浴者数に応じて十分供給するために必要な数の湯栓及び水栓を設けること。

(5)　浴室又は脱衣室には、入浴者の利用しやすい場所に1箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、飲用に適する旨の表示をすること。

(6)　入浴者が利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭及び流水式手洗いの設備を設けること。

(7)　サウナ設備(熱気又は蒸気を発生させて、発汗を促す設備をいう。以下同じ。)を設ける場合には、次の構造とすること。

ア　温度調節設備及び温度計を備え、常に適温を保持できる構造とすること。

イ　サウナ設備(個人用のものを除く。)の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

ウ　出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造とすること。

2　市長は、土地の状況その他特別の理由により、やむを得ないと認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

(衛生の措置の基準)

第5条　法第3条第2項の規定により定める公衆浴場の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　公衆浴場の施設内の換気、採光、照明及び保温は、脱衣、入浴等に支障のないよう十分に行うこと。

(2)　脱衣室、浴室、便所等入浴者が直接利用する施設及び設備は、常に清潔を保つこと。

(3)　排水設備は、排水が円滑に行われるよう十分に清掃し、かつ、防臭に努めること。

(4)　浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(5)　薬湯、サウナ設備等入浴に注意が必要な施設にあっては、入浴上の注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(6)　入浴者にくし、タオル、かみそり等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとすること。

(7)　水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例(昭和33年大分県条例第37号)第2条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、別表第1で定める基準に適合する湯水であること。

(8)　浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。

(9)　上がり用湯及び上がり用水は、常に清浄を保ち、かつ、十分な量を供給すること。

(10)　打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。

(11)　露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。

(12)　原湯を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(13)　浴槽水は、毎日(循環式浴槽で毎日完全に換水しないものにあっては、1週間に1回以上)完全に換水し、浴槽を清掃すること。

(14)　上がり用湯の水温の調整に使用する設備は、年に1回以上清掃すること。

(15)　営業者は、規則で定めるところにより、原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水について別表第1の水質項目に係る水質検査を行い、その結果を市長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(16)　営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(17)　営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、3年間保管すること。

2　前項に定めるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　貯湯槽の原湯の温度は、常に摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。

(2)　1週間に1回以上ろ過装置を十分に逆洗浄して汚れを排出する等浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

(3)　浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。

(4)　浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について毎日測定し、別表第2で定める基準に保つこと。ただし、これにより難い場合で市長が認めるときは、この限りでない。

(5)　浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。

(6)　集毛器は、毎日清掃すること。

(7)　あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、回収した湯水を貯留する回収槽(以下単に「回収槽」という。)の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

(8)　浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

3　市長は、特別な設備の設置又は措置の実施等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、前2項の基準を緩和することができる。

4　市長は、第1項第15号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

5　市長は、前項の指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する公衆浴場の名称及び所在地、営業者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)並びにその講じない措置の内容を公表するものとする。

(風紀の措置の基準)

第6条　法第3条第2項の規定により定める公衆浴場の風紀の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には、隔壁を設けて、相互に見通すことができないようにし、脱衣室の出入口には男女別の表示をすること。ただし、利用の形態により市長が支障がないと認める場合は、この限りでない。

(2)　脱衣室及び浴室は、外部から見通すことができないようにすること。

(3)　10歳以上の男女を混浴させないこと。

(4)　風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告及び装飾設備の設置又は掲示を行わないこと。

(5)　従業員の服装は清潔で、かつ、善良な風俗を乱すおそれのないものとすること。

2　家族風呂(家族等が借り切って利用する形態の公衆浴場をいう。)を設ける場合には、当該家族風呂については、前項第1号及び第3号の規定は適用しない。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に法第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている施設に係る第5条第1項第13号及び第15号の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過するまでの間は、同項第13号中「換水しないもの」とあるのは「換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽」と、同項第15号中「原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水」とあるのは「浴槽水」と読み替えて適用する。

3　平成15年4月1日前に法第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可の申請がなされた施設(同日から施行日までの間に施設の変更の申請がなされたものを除く。)であって、施行日において第5条第1項第10号及び第11号並びに同条第2項第5号及び第8号の措置を講ずるのに必要な構造設備を備えていないものについては、これらの規定は適用しない。ただし、施行日以後に施設の変更の申請をする場合は、この限りでない。

4　施行日前に大分県公衆浴場法施行条例(昭和47年大分県条例第16号)第5条第1項第16号の規定によりなされた水質検査並びに水質検査の結果の報告及び掲示は、この条例の第5条第1項第15号の規定によりなされたものとみなす。

(大分市公衆浴場の衛生の確保に関する条例の廃止)

5　大分市公衆浴場の衛生の確保に関する条例(平成15年大分市条例第2号)は、廃止する。

(大分市公衆浴場の衛生の確保に関する条例の廃止に伴う経過措置)

6　施行日前に前項の規定による廃止前の大分市公衆浴場の衛生の確保に関する条例第4条の規定によりなされた指示は、この条例の第5条第4項の規定によりなされたものとみなす。

 [別表第1](http://www1.g-reiki.net/reiki42bd/reiki_word/20893001042510021.doc)(第5条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水質項目 | 水質基準 | 検査方法 |
| レジオネラ属菌 | 100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

[別表第2](http://www1.g-reiki.net/reiki42bd/reiki_word/20893002042510021.doc)(第5条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 最低(mg／l) | 最高(mg／l) |
| 遊離残留塩素濃度 | 0.2 | 0.4(温泉の泉質等により、これにより難い場合は、1.0) |